

非訟事件手続に関する最高裁判所規則の要綱（案）

（前注 1） 本資料は，非訟事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 1 号）を踏まえ，同法に基づき必要と考えられる規則事項につき，整理したものである。

（前注 2） 以下の法・規則の引用・参照に当たっては，以下の略語を使用している。

非訟事件手続法	法
現行非訟事件手続法（明治 3 1 年法律第 1 4 号）	旧法
民事訴訟法	民訴法
民事訴訟規則	民訴規
会社非訟事件等手続規則	会非規
人事訴訟規則	人訴規
民事執行規則	民執規
非訟事件手続法第二条第三項の地の指定に関する規則	指定規

目次

- 第 1 総則
- 第 2 非訟事件に共通する手続
 - 1 管轄
 - 2 裁判所職員の除斥，忌避及び回避
 - 3 当事者能力及び手続行為能力
 - 4 参加の申出の方式
 - 5 手続代理人の代理権の証明等
 - 6 手続費用
 - (1) 手続費用の負担
 - (2) 手続上の救助
 - 7 非訟事件の審理等
- 第 3 第一審裁判所における非訟事件の手続
 - 1 非訟事件の申立て
 - 2 非訟事件の手続の期日
 - 3 事実の調査及び証拠調べ
 - 4 裁判

- 5 裁判によらない非訟事件の終了
- 第4 不服申立て
 - 1 終局決定に対する不服申立て
 - (1) 即時抗告
 - (2) 特別抗告
 - (3) 許可抗告
 - 2 終局決定以外の裁判に対する不服申立て
- 第5 再審
- 第6 雑則

第1 総則

1 申立てその他の申述の方式（旧法8関係，民訴規1参照）

- (1) 申立てその他の申述は，特別の定めがある場合を除き，書面又は口頭ですることができるものとする。
- (2) 口頭で申述をするには，裁判所書記官の面前で陳述をしなければならないものとする。この場合においては，裁判所書記官は，調書を作成し，記名押印しなければならないものとする。

2 当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項（旧法9関係，民訴規2参照）

- (1) 申立書その他の当事者，利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には，次に掲げる事項を記載し，当事者，利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。

ア 当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称並びに住所，郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）（イ及び(2)において「住所等」という。）

イ 代理人の氏名及び住所等

ウ 事件の表示

エ 附属書類の表示

オ 年月日

カ 裁判所の表示

- (2) (1)にかかわらず，当事者，利害関係参加人又は代理人からその住所等を記載した書面が提出されているときは，以後裁判所に提出する(1)の書面については，これを記載することを要しないものとする。

3 裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出（新設，民訴規3参照）

- (1) 裁判所に提出すべき書面は，次に掲げるものを除き，ファクシミリを利用して送信することにより提出することができるものとする。

ア 民事訴訟費用等に関する法律の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

イ その提出により非訟事件の手続の開始，続行，停止又は完結をさせる書面（アに該当する書面を除く。）

ウ 法定代理権，非訟事件の手続における手続上の行為（第2の3(2)において「手続行為」という。）をするのに必要な授權又は手続代理

人の権限を証明する書面その他の非訟事件の手続上重要な事項を証明する書面

エ 再抗告若しくは特別抗告の抗告理由書又は非訟事件手続法（以下「法」という。）77条2項の申立てに係る理由書

- (2) ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなすものとする。
- (3) 裁判所は、(2)の場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができるものとする。

4 裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等(新設，民訴規3の2，会非規5参照)

- (1) 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができるものとする。
- (2) 裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又はしようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができるものとする。

5 催告及び通知（新設，民訴規4参照）

- (1) 非訟事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができるものとする。
- (2) 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を非訟事件の記録上明らかにしなければならないものとする。
- (3) 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りるものとする。この場合には、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行うものとする。
- (4) (3)による催告は、公告をした日から1週間を経過した時にその効力を生ずるものとする。
- (5) この要綱の規律による通知（公示送達があったことの通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しないものとする。この場合においては、

裁判所書記官は、その事由を非訟事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

- (6) 当事者その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができるものとする。

6 書類の記載の仕方（新設，民訴規 5 参照）

非訟事件の書類は、簡潔な文章で整然かつ明瞭に記載しなければならないものとする。

第 2 非訟事件に共通する手続

1 管轄

- (1) 移送における取扱い・法 6 条等（新設，民訴規 8 参照）

ア 裁判所は、法 6 条ただし書又は法 10 条において準用する民事訴訟法 18 条の申立てがあったときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて裁判をするものとする。

イ 裁判所は、職権により法 6 条ただし書又は法 10 条において準用する民事訴訟法 18 条の規定による移送の裁判をするときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴くことができるものとする。

- (2) 法 8 条の最高裁判所規則で定める地の指定（指定規関係）

法 8 条の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

- (3) 移送の申立ての方式・法 10 条（新設，民訴規 7 参照）

ア 移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。

イ アの申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならないものとする。

- (4) 移送による記録の送付・法 10 条（新設，民訴規 9 参照）

移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対し、非訟事件の記録を送付しなければならないものとする。

2 裁判所職員の除斥，忌避及び回避

- (1) 除斥又は忌避の申立ての方式等・法 11 条等（旧法 5 関係，民訴規 1

0 参照)

ア 裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

イ アの申立ては、非訟事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でなければならないものとする。

ウ 除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。法12条2項ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(2) 除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法13条(旧法5関係, 民訴規11参照)

裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べるができるものとする。

(3) 裁判官の回避(旧法5関係, 民訴規12参照)

裁判官は、法11条1項又は12条1項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができるものとする。

(4) 裁判所書記官及び専門委員の除斥, 忌避及び回避・法14条等(旧法5関係, 民訴規13, 34の9参照)

裁判所書記官及び専門委員の除斥, 忌避及び回避については、(1)から(3)までと同様の規律を設けるものとする。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法37条に規定する裁判官がするものとする。

3 当事者能力及び手続行為能力

(1) 法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出等・法16条(新設, 民訴規14参照)

裁判所は、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある非訟事件の当事者に対し、定款その他の当該当事者の当事者能力を判断するために必要な資料を提出させることができるものとする。

(2) 法定代理権等の証明・法16条(新設, 民訴規15前段参照)

法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權は、書面で証明しなければならないものとする。

- (3) 法定代理権の消滅の通知の方式・法18条（新設，民訴規17前段参照）

法定代理権の消滅の通知は，書面でしなければならないものとする。

- (4) 法人の代表者等への準用・法19条（新設，民訴規18参照）

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については，この要綱中法定代理及び法定代理人に関する規律と同様の規律を設けるものとする。

4 参加の申出の方式・法20条等（新設，民訴規20参照）

- (1) 法20条2項の書面には，非訟事件の手續に参加すべき者が同条1項に規定する者であることを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

- (2) 法20条1項の規定による参加の申出があった場合には，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。ただし，裁判所が参加の申出を却下するときは，この限りでないものとする。

- (3) 法21条3項において準用する法20条2項の書面については(1)と同様の規律を，法21条1項の規定による参加の申出又は同条2項の規定による参加の許可がされた場合については(2)と同様の規律を設けるものとする。

5 手續代理人の代理権の証明等・法23条等（旧法7関係，民訴規23参照）

- (1) 手續代理人の権限は，書面で証明しなければならないものとする。

- (2) (1)の書面が私文書であるときは，裁判所は，公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを手續代理人に命ずることができるものとする。

- (3) 手續代理人の権限の消滅の通知は，書面でなければならないものとする。

6 手續費用

- (1) 手續費用の負担・法28条（新設，民訴規24～28参照）

非訟事件の手續の費用（第3の4(3)において「手續費用」という。）

の負担については，民事訴訟規則第 1 編第 4 章第 1 節の規定と同様の規律を設けるものとする。

(2) 手続上の救助・法 29 条（新設，民訴規 30 参照）

ア 手続上の救助の申立ては，書面でしなければならないものとする。

イ 手続上の救助の事由は，疎明しなければならないものとする。

7 非訟事件の審理等

(1) 受命裁判官の指定及び裁判所の囑託の手続（新設，民訴規 31 参照）

ア 受命裁判官にその職務を行わせる場合には，裁判長がその裁判官を指定するものとする。

イ 裁判所がする囑託の手続は，特別の定めがある場合を除き，裁判所書記官がするものとする。

(2) 期日調書の形式的記載事項・法 31 条（新設，民訴規 66 参照）

ア 非訟事件の手続の期日の調書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 事件の表示

(イ) 裁判官及び裁判所書記官の氏名

(ウ) 立ち会った検察官の氏名

(エ) 出頭した当事者，利害関係参加人，代理人，補佐人，通訳人及びその他の関係人の氏名

(オ) 期日の日時及び場所

イ アの調書には，裁判所書記官が記名押印し，裁判長が認印しなければならないものとする。

ウ イの場合において，裁判長に支障があるときは，陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならないものとする。裁判官に支障があるときは，裁判所書記官がその旨を記載すれば足りるものとする。

(3) 期日調書の実質的記載事項・法 31 条（新設，民訴規 67 参照）

ア 非訟事件の手続の期日の調書には，手続の要領を記載し，特に，次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

(ア) 申立ての趣旨又は原因の変更，申立ての取下げ及び和解

(イ) 証人，当事者本人及び鑑定人の陳述

(ウ) 証人，当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人

に宣誓をさせなかった理由

(エ) 検証の結果

(オ) 裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

(カ) 書面を作成しないでした裁判

イ アにかかわらず、非訟事件の手續が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができるものとする。ただし、当事者が非訟事件の手續の完結を知った日から1週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでないものとする。

ウ 非訟事件の手續の期日の調書には、手續の要領のほか、当事者及び利害関係参加人による書面の提出の予定その他手續の進行に関する事項を記載することができるものとする。

(4) 非訟事件の手續の期日及びその調書に関する民事訴訟規則の準用・法31条（新設、民訴規68～77参照）

非訟事件の手續の期日及びその調書については、民事訴訟規則68条から77条までの規定と同様の規律を設けるものとする。

(5) 非訟事件の記録の正本等の様式・法32条（旧法17 関係、民訴規33参照）

非訟事件の記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならないものとする。

(6) 専門委員の意見に関する取扱い・法33条（新設、民訴規34の3参照）

ア 裁判長が専門委員に意見を求めた場合において、その意見を求めた事項が的確かつ円滑な審理の実現の上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、当該事項を通知しなければならないものとする。ただし、裁判長が当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手續の期日において専門委員に意見を求めた場合は、この限りでないものとする。

イ 専門委員が非訟事件の手續の期日外において意見を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、

その写しを送付しなければならないものとする。

- (7) 専門委員が関与する証拠調べ期日における裁判長の措置等・法33条（新設，民訴規34の4参照）
- ア 裁判長は，法33条1項の規定により専門委員が非訟事件の手續に
関与する場合において，証人の尋問を行う非訟事件の手續の期日にお
いて専門委員に意見を述べさせるに当たり，必要があると認めるとき
は，当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて，専門委員の意見が証
人の証言に影響を及ぼさないための証人の退去その他適当な措置を採
ることができるものとする。
- イ 当事者は，裁判長に対し，アの措置を採ることを求めることができ
るものとする。
- (8) 専門委員の意見に関する当事者等の意見陳述の機会の付与・法33条
（新設，民訴規34の5参照）
- 裁判所は，当事者及び利害関係参加人に対し，専門委員が述べた意見
について意見を述べる機会を与えなければならないものとする。
- (9) 専門委員に対する準備の指示等・法33条（新設，民訴規34の6参
照）
- ア 裁判長は，法33条1項の規定により専門委員に意見を述べさせる
に当たり，必要があると認めるときは，専門委員に対し，係争物の現
況の確認その他の準備を指示することができるものとする。
- イ 裁判長がアの指示をしたときは，裁判所書記官は，当事者及び利害
関係参加人に対し，その旨及びその内容を通知するものとする。
- (10) 音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法33条（新
設，民訴規34の7参照）
- ア 法33条3項の期日において，同条4項に規定する方法によって専
門委員に意見を述べさせるときは，裁判所は，通話者及び通話先の場
所の確認をしなければならないものとする。
- イ 専門委員にアの意見を述べさせたときは，その旨及び通話先の電話
番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならないものとする。こ
の場合においては，通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにす
ることができるものとする。

- (11) 専門委員の関与する手続に関する受命裁判官等の権限・法 33 条（新設，民訴規 34 の 10 参照）
受命裁判官又は受託裁判官が法 33 条 1 項の手続を行う場合には，(7)，(8)，(9)ア及び(10)アによる裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うものとする。
- (12) 受命裁判官等の期日指定・法 34 条（新設，民訴規 35 参照）
受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日は，その裁判官が指定するものとする。
- (13) 期日変更の制限・法 34 条（新設，民訴規 37 参照）
非訟事件の手続の期日の変更は，次に掲げる事由に基づいては，してはならないものとする。ただし，やむを得ない事由があるときは，この限りでないものとする。
ア 当事者又は利害関係参加人の一人につき手続代理人が数人ある場合において，その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。
イ 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。
- (14) 裁判長等が定めた期間の伸縮・法 34 条（旧法 10 関係，民訴規 38 参照）
裁判長，受命裁判官又は受託裁判官は，その定めた期間を伸長し，又は短縮することができるものとする。
- (15) 受継の申立ての方式等・法 36 条等（新設，民訴法 127，民訴規 51 参照）
ア 法 36 条 1 項又は 3 項の規定による受継の申立ては，書面でしなければならないものとする。
イ アの書面には，非訟事件の手続を受け継ぐ者が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。
ウ 法 36 条 1 項又は 3 項の規定による受継がされたときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

エ 法 3 7 条 1 項の規定による受継については，アからウまでと同様の規律を設けるものとする。

(16) 当事者の死亡等の事由の届出・法 3 7 条（新設，民訴規 5 2 参照）

当事者に死亡，資格の喪失その他の非訟事件の続行することができない事由が生じた場合において，法令により続行する資格のある者がいないときは，当事者又は手続代理人は，その事由が生じた旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

(17) 送達・法 3 8 条（新設，民訴規 3 9 ~ 4 6 参照）

送達については，民事訴訟規則第 1 編第 5 章第 4 節の規定（4 7 条の規定を除く。）と同様の規律を設けるものとする。

(18) 書類の送付（新設，民訴規 4 7 参照）

ア 直送（当事者又は利害関係参加人（以下この(18)において「当事者等」という。）の他の当事者等に対する直接の送付をいう。以下この(18)において同じ。）その他の送付は，送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用した送信によってするものとする。

イ 裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は，裁判所書記官が取り扱うものとする。

ウ 裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等に送付しなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において，当事者等がその書類について直送をしたときは，その送付は，することを要しないものとする。

エ 当事者等が直送をしなければならない書類について，直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは，当該当事者等は，裁判所に対し，当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができるものとする。

オ 当事者等からエの書類又は裁判所が当事者等に対し送付すべき書類の直送を受けた他の当事者等は，当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに，当該書面を裁判所に提出しなければならないものとする。ただし，エの書類又は裁判所が当事者等に対し送付すべき書類の直送をした当事者等が，受領した旨を他の当事者等が記載した当該書類を裁判所に提出したときは，この限りでないもの

とする。

第3 第一審裁判所における非訟事件の手続

1 非訟事件の申立て

- (1) 非訟事件の申立書の記載事項等・法43条（新設，民訴規53，会非規4参照）

ア 非訟事件の申立書には，申立ての趣旨及び申立ての原因（申立てを特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか，申立てを理由づける事実を具体的に記載し，非訟事件の申立書に申立てを理由づける事実以外の事実についての主張を記載する場合には，できる限り，申立てを理由づける事実についての主張と区別して記載しなければならないものとする。

イ 申立てを理由づける事実についての証拠書類があるときは，その写しを非訟事件の申立書に添付しなければならないものとする。

ウ 裁判所は，申立人に対し，非訟事件の申立書及びイの証拠書類の写しのほか，非訟事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができるものとする。

- (2) 非訟事件の申立書の補正の促し・法43条（新設，民訴規56参照）
裁判長は，非訟事件の申立書の記載について必要な補正を促す場合には，裁判所書記官に命じて行わせることができるものとする。

- (3) 非訟事件の申立書の却下の命令に対する即時抗告・法43条（新設，民訴規57参照）
非訟事件の申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは，抗告状には，却下された非訟事件の申立書を添付しなければならないものとする。

- (4) 参考事項の聴取・法43条（新設，民訴規61参照）
ア 裁判長は，非訟事件の申立てがあったときは，当事者から，非訟事件の手続の進行に関する意見その他手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができるものとする。
イ 裁判長は，アの聴取をする場合には，裁判所書記官に命じて行わせることができるものとする。

- (5) 申立ての変更の通知・法44条(新設,民訴法143 参照)
申立人が法44条1項の規定による申立ての趣旨又は原因の変更をしたときは,裁判所書記官は,その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。ただし,裁判所がその変更を許さない旨の裁判をするときは,この限りでないものとする。

2 非訟事件の手続の期日

- (1) 音声の送受信による通話の方法による手続・法47条(新設,民訴規88 参照)

ア 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うときは,裁判所又は受命裁判官は,通話者及び通話先の場所の確認をしなければならないものとする。

イ アの手続を行ったときは,その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならないものとする。この場合においては,通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができるものとする。

- (2) 手続代理人の陳述禁止等の通知・法48条(新設,民訴規65参照)
裁判所が手続代理人の陳述を禁じ,又は弁護士が付添いを命じたときは,裁判所書記官は,その旨を本人に通知しなければならないものとする。

3 事実の調査及び証拠調べ

- (1) 事実の調査の要旨の記録化・法49条(新設,借非規14参照)

事実の調査については,裁判所書記官は,その要旨を非訟事件の記録上明らかにしておかなければならないものとする。

- (2) 証拠調べ・法53条(旧法10関係,民訴規99~151,人訴規15参照)

ア 非訟事件の手続における証拠調べについては,民事訴訟規則第2編第3章第1節から第6節までの規定(ただし,100条,101条,121条及び139条の規定を除く。)と同様の規律を設けるものとする。

イ 法53条5項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由な

く出頭しない場合における当該当事者の勾引については，民事訴訟規則 111 条の規定と同様の規律を設けるものとする。

4 裁判

(1) 終局決定の確定証明書等・法 56 条等（新設，民訴規 48 参照）

ア 第一審裁判所の裁判所書記官は，請求により，非訟事件の記録に基づいて終局決定の確定についての証明書を交付するものとする。

イ 非訟事件がなお抗告審に係属中であるときは，アにかかわらず，抗告裁判所の裁判所書記官が，終局決定の確定した部分のみについてアの証明書を交付するものとする。

ウ 終局決定以外の裁判については，ア及びイと同様の規律を設けるものとする。

(2) 決定及び命令の方式等・法 57 条等（旧法 17，18 関係，民訴規 50，157 参照）

ア 決定書及び命令書には，決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならないものとする。

イ 合議体の構成員である裁判官が決定書に記名押印することに支障があるときは，他の裁判官が決定書にその事由を付記して記名押印しなければならないものとする。

ウ 決定又は命令の告知がされたときは，裁判所書記官は，その旨及び告知の方法を非訟事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

(3) 脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立ての方式・法 60 条等（新設，民訴規 161 参照）

手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立ては，書面でしなければならないものとする。

5 裁判によらない非訟事件の終了

(1) 申立ての取下げがあった場合の取扱い等・法 63 条等（新設，民訴規 162 参照）

ア 終局決定がされる前に申立ての取下げがあったときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

イ 終局決定がされた後において、申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならないものとする。この場合において、裁判所が取下げを許可したときは、裁判所書記官は、その旨を当事者、利害関係参加人及びその他の裁判を受ける者に通知しなければならないものとする。

ウ 法64条の規定により申立ての取下げがあったものとみなされた場合については、アと同様の規律を設けるものとする。

(2) 和解・法65条(新設, 民訴規32, 163, 164参照)

非訟事件における和解については、民事訴訟規則32条, 163条及び164条の規定と同様の規律を設けるものとする。

第4 不服申立て

1 終局決定に対する不服申立て

(1) 即時抗告

ア 抗告状の写しの添付・法69条(新設)

抗告状には、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く。)の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

イ 原決定の取消事由等を記載した書面(旧法25, 民訴規207関係)

(ア) 終局決定に対する即時抗告(再抗告を除く。ウ(ア)において同じ。)をする場合において、抗告状に原決定の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後14日以内に、これらを記載した書面を原裁判所に提出しなければならないものとする。

(イ) (ア)の書面には、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く。)の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

ウ 即時抗告の提起による事件送付(旧法25, 民訴規205, 174関係, 197参照)

(ア) 終局決定に対する即時抗告の提起があった場合には、原裁判所は、抗告却下の決定をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。

(イ) (ア)による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、非訟事件の記録を送付してしなければならない

ないものとする。

エ 原裁判所の意見（旧法 25，民訴規 206 関係）

抗告裁判所に事件を送付するときは，原裁判所は，抗告事件についての意見を付さなければならないものとする。

オ 原決定の取消事由等を記載した書面の写しの送付（新設）

ウにより原裁判所から事件の送付を受けた場合には，抗告裁判所は，即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなきを除き，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し，イ(ア)の書面（即時抗告の提起後 14 日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付しなければならないものとする。

カ 執行停止の申立ての方式・法 72 条（新設，民訴規 238 参照）

法 72 条 1 項ただし書の申立ては，書面でしなければならないものとする。

キ 抗告権の放棄（旧法 25，民訴規 205，173 関係）

- (ア) 終局決定に対する即時抗告をする権利の放棄は，抗告の提起前にあっては第一審裁判所，抗告の提起後にあっては非訟事件の記録の存する裁判所に対する申述によってしなければならないものとする。
- (イ) 終局決定に対する即時抗告の提起後における(ア)の申述は，抗告の取下げとともにしなければならないものとする。
- (ウ) (ア)の申述があったときは，裁判所書記官は，その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

ク 抗告の取下げ（旧法 25，民訴規 205，177 関係）

- (ア) 終局決定に対する即時抗告の取下げは，非訟事件の記録の存する裁判所にしなければならないものとする。
- (イ) 終局決定に対する即時抗告の取下げがあったときは，裁判所書記官は，その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

ケ 第一審の手続の規定の準用・法 73 条（旧法 25，民訴規 205，179 関係）

終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、第3と同様の規律を設けるものとする。

コ 原審の決定書の引用（旧法25，民訴規205，184関係）

抗告審の決定書における理由の要旨の記載は、原審の決定書を引用してすることができるものとする。

サ 第一審裁判所への記録の送付（旧法25，民訴規205，185関係）

終局決定に対する即時抗告の抗告審において非訟事件が完結したときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、第一審裁判所の裁判所書記官に対し、非訟事件の記録を送付しなければならないものとする。

シ 再抗告の提起の場合における費用の予納・法74条（旧法25，民訴規205，187関係）

再抗告を提起するときは、抗告状の写しの送付に必要な費用のほか、抗告提起通知書の送達及び送付、抗告理由書の写しの送付、裁判の告知並びに再抗告が係属する抗告裁判所が非訟事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならないものとする。

ス 再抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法74条（旧法25，民訴規205，189関係）

再抗告の提起があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は法68条3項の抗告却下の決定があったときを除き、抗告提起通知書を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付しなければならないものとする。

セ 再抗告の抗告理由書の提出期間・法74条（旧法25，民訴規210関係）

再抗告の抗告理由書の提出の期間は、抗告人がスの抗告提起通知書の送達を受けた日から14日とする。

ソ 再抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法74条（旧法25，民訴規205，195関係）

再抗告の理由を記載した書面には，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数に4を加えた数の写しを添付しなければならないものとする。

タ 再抗告の提起による事件送付等・法74条（旧法25，民訴規205，197関係）

（ア）再抗告の提起があった場合には，原裁判所は，抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があったときを除き，事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。この場合において，原裁判所は，抗告人が再抗告の理由中に示した非訟事件の手續に関する事実の有無について意見を付することができるものとする。

（イ）（ア）による事件の送付は，原裁判所の裁判所書記官が，抗告裁判所の裁判所書記官に対し，非訟事件の記録を送付してしなければならないものとする。

（ウ）（イ）による非訟事件の記録の送付を受けたときは，抗告裁判所の裁判所書記官は，速やかに，その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

チ 再抗告の抗告理由書の写しの送付・法74条（旧法25，民訴規205，198関係）

タ（ア）により原裁判所から事件の送付を受けた場合には，抗告裁判所は，再抗告が不適法であるとき又は再抗告に理由がないことが明らかなきを除き，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し，再抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならないものとする。

ツ 再抗告及びその抗告審に関する民事訴訟規則の準用・法74条（旧法25，民訴規205関係）

再抗告及びその抗告審に関する手續については，民事訴訟規則190条から193条まで，196条，202条及び203条の規定と同様の規律を設けるものとする。

（注）190条・191条：民事訴訟法312条（上告の理由）の上告理由の記載の方式

192条：判例の摘示

193条：上告理由の記載の仕方

196条：補正命令

202条：差戻し等の判決があった場合の記録の送付

203条：最高裁判所への送付

(2) 特別抗告・法76条（旧法25，民訴規208関係）

ア 特別抗告及びその抗告審に関する手続については，(1)（ただし，イからオまで，及びツを除く。）と同様の規律を設けるものとする。

イ 特別抗告及びその抗告審に関する手続については，民事訴訟規則50条の2，190条1項，192条，193条，196条及び202条の規定と同様の規律を設けるものとする。

（注）50条の2：調書決定

190条1項：民事訴訟法312条（上告の理由）の上告理由の記載の方式

192条：判例の摘示

193条：上告理由の記載の仕方

196条：補正命令

202条：差戻し等の判決があった場合の記録の送付

(3) 許可抗告・法78条（旧法25，民訴規209関係）

ア 許可抗告及びその抗告審に関する手続については，(1)（ただし，イからオまで，及びツを除く。）と同様の規律を設けるものとする。

イ 許可抗告及びその抗告審に関する手続については，民事訴訟規則50条の2，192条，193条，196条，199条1項，200条及び202条の規定と同様の規律を設けるものとする。

（注）50条の2：調書決定

192条：判例の摘示

193条：上告理由の記載の仕方

196条：補正命令

199条1項：上告受理の申立て

200条：上告受理の決定

202条：差戻し等の判決があった場合の記録の送付

2 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

(1) 抗告状の記載事項・法79条（新設，人訴規26参照）

終局決定以外の裁判に対する即時抗告をするときは，抗告状には，原

裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならないものとする。

(2) 即時抗告の規定に係る記録の送付・法79条（新設，民執規7，会非規15参照）

ア 終局決定以外の裁判に対する即時抗告（ウの即時抗告を除く。）があった場合において，原裁判所が非訟事件の記録を送付する必要がないと認めたときは，原裁判所の裁判所書記官は，抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りるものとする。

イ アにより抗告事件の記録が送付された場合において，抗告裁判所がアの非訟事件の記録が必要であると認めたときは，抗告裁判所の裁判所書記官は，速やかに，その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならないものとする。

ウ 法32条9項の規定による即時抗告があったときは，原裁判所の裁判所書記官は，抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

エ ウの場合には，同記録に，抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならないものとする。

(3) 終局決定に対する不服申立ての規定の準用・法82条（新設）

裁判所，裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについては，前記1（(1)ア（(2)ア及び(3)アにおいて設ける同様の規律を含む。）），イ及びオを除く。）と同様の規律を設けるものとする。

第5 再審

1 再審の手続・法83条（新設，民訴規211参照）

(1) 再審の申立書には，不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならないものとする。

(2) (1)のほか，再審の手続については，その性質に反しない限り，各審級における非訟事件の手続に関する規律と同様の規律を設けるものとする。

2 執行停止の申立ての方式・法84条（新設，民訴規238参照）

法 8 4 条 1 項の申立ては，書面でしなければならないものとする。

第 6 雑則（法の規定を準用する他の法令の規定による非訟事件の手續への準用）

第 1 から第 5 までの規定は，その性質に反しない限り，他の法令において準用する法 2 条（最高裁判所規則）の規定によりその手續に関し必要な事項を最高裁判所規則で定めるべき事件の手續について準用するものとする。

以 上